

# 浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、市内浄配水場の安全、円滑かつ効率的な運転管理を行うための浄配水場運転管理等業務委託（以下「本業務」という。）に係る実績及び豊富な知識・経験等を有した委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

(1) 委託名 浄配水場運転管理等業務委託

(2) 履行場所 川口市内8浄配水場、取水井、加圧ポンプ場、末端圧力監視装置及び公園

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和7年3月31日の間は業務引継ぎ期間とし、現行受託者と協力し対象施設、施設の運転監視及び維持管理等に係る業務全般の引継ぎを円滑に行うこと。

なお、引継ぎに要する経費は現行受託者から業務を引き継ぐ事業者が負担する。費用負担の詳細については市を入れた3者にて協議するものとする。

(4) 業務内容

### 1) 運転監視業務

- ① 浄配水場等施設の各種機器の運転制御
- ② 浄配水場等施設の監視及び記録
- ③ 高度機械警備設備による監視
- ④ その他業務上必要な諸作業

### 2) 設備点検業務

- ① 浄配水場等施設の設備機器の点検及び保守
- ② 浄配水場施設の調整及び整備
- ③ 工事、修繕、委託等に伴う事前準備、復旧作業及び運転確認
- ④ その他業務上必要な諸作業

### 3) 日常点検業務

- ① 神根浄水場巡回点検
- ② 新郷浄水場巡回点検
- ③ 横曽根浄水場巡回点検
- ④ 鳩ヶ谷浄水場巡回点検
- ⑤ 石神配水場巡回点検
- ⑥ 芝園配水場巡回点検
- ⑦ 南平配水場巡回点検
- ⑧ 上青木浄水場巡回点検

### 4) 施設管理業務

- ① 特記仕様書に定められた専門企業への再委託とその管理監督

### 5) 水質検査業務

- ① 浄配水場の運転管理上で必要な水質検査（色度、濁度、臭気、残塩等）
- ② 管末給水栓における毎日水質検査

(5) 委託料の上限額 (5ヵ年継続契約)

1,084,000,000円(税込み)

(6) 発注者

川口市 川口市上下水道事業管理者 小池 紀晃

《担当》 川口市上下水道局 浄水課 浄水場係

埼玉県川口市青木5-13-1 (川口市水道庁舎4階)

電話: 048-258-4132 (内線251)

メールアドレス: [190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp)

### 3 プロポーザル実施のスケジュール

| 項目  | 日程(予定)                          |
|---|---------------------------------|
| 告示及び上下水道局ホームページにて公表   | 9月30日(月)                        |
| 参加申込に関する質問の受付期限   | 10月7日(月) 17時まで                  |
| 参加申込に関する質問に対する回答  | 10月15日(火)                       |
| 参加申込書の提出  | 10月16日(水) から<br>10月22日(火) 17時まで |
| <b>参加資格の審査</b>  | <b>10月29日(火)</b>                |
| 参加資格審査の結果通知   | 11月5日(火)                        |
| 業務実施提案書等作成に関する質問の受付   | 11月6日(水) から<br>11月12日(火) 17時まで  |
| 業務実施提案書等作成に関する質問に対する回答  | 11月19日(火)                       |
| 業務実施提案書等の提出   | 11月29日(金) 17時まで                 |
| プレゼンテーション(概要説明及び質疑応答)の実施通知  | 12月6日(金)                        |
| <b>業務実施提案書等の選定委員会</b><br>・プレゼンテーション(概要説明、質疑応答)<br>・業務実施提案書等の評価・選定 | <b>12月17日(火)</b>                |
| 契約予定者決定通知書、非選定通知書の送付  | 12月24日(火)                       |
| 委託契約締結  | 1月15日(水) (予定)                   |

※日程は手続きの進捗状況により変更する場合がある。

#### 4 参加資格要件

次の各項目に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 令和5・6年度川口市物品入札（見積）参加資格者名簿で、「保守点検業務 - 上下水施設」及び「施設運転管理業務 - 浄配水施設維持管理運転」の両業種に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準（平成7年川口市告示第437号）の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税及び消費税・地方消費税に滞納が無いこと。
- (7) 平成23年4月1日以降に、日配水量50,000m<sup>3</sup>以上であり急速ろ過方式を有する事業者（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの）での運転管理業務（3年以上継続）の受託実績があること。
- (8) 配置予定の総括責任者が、日配水量50,000m<sup>3</sup>以上であり急速ろ過方式を有する事業者での運転管理業務等の経験を5年以上有していること。
- (9) 次の要件を満たす者の配置が可能であること。なお、同等以上の資格を可とする。
  - ① 水道技術管理者
  - ② 第三種電気主任技術者
  - ③ 公害防止主任者（大気関係・2人以上）
  - ④ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
  - ⑤ 危険物取扱者（乙種第4類・該当施設6施設への選任）
- (10) 単独企業であること。
- (11) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(令和5年3月6日市長決裁)の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

#### 5 参加申込方法

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、プロポーザル実施要領の記載内容については、参加申込書の提出をもって承諾したものとみなす。

※各様式は川口市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

##### (1) 提出書類

- |                                      |          |       |
|--------------------------------------|----------|-------|
| ① 参加申込書                              | 【様式1-1号】 | 1部    |
| ② 会社概要 ※会社パンフレット等があれば添付              | 【様式1-2号】 | 1部    |
| ③ 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）              |          | 原本1部  |
| ④ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3の3）    |          | 原本各1部 |
| ⑤ 浄配水場運転管理等業務受託実績                    | 【様式1-3号】 | 1部    |
| ⑥ ⑤の業務受託実績を証する契約書等の写し                |          | 各1部   |
| ⑦ 参加申込時点で配置を予定している総括責任者の経歴書          | 【様式1-4号】 | 1部    |
| ⑧ 配置を予定している資格者の資格証の写し及びその者の常時雇用証明の写し |          | 各1部   |
- ※上記③、④は、申込日の前月1日以降に発行されたものに限る。

## (2) 提出の期限と方法

### ① 提出期限

令和6年10月16日（水）から令和6年10月22日（火）17時まで

### ② 提出方法

持参すること

## (3) 提出先

川口市水道庁舎4階 浄水課（埼玉県川口市青木5-13-1）

## 6 参加申込に関する質問及び回答

### (1) 質問の期間と方法

#### ① 質問期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月7日（月）17時まで

#### ② 質問方法

参加申込に関する質問【様式1-5号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「参加申込に関する質問」とすること。

#### ③ 提出先

川口市上下水道局浄水課あて（メールアドレス：[190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp)）

### (2) 回答の期限と方法

#### ① 回答期限

令和6年10月15日（火）

#### ② 回答方法

質問者名を伏せたい質問及び回答内容を一覧表にまとめ、川口市上下水道局ホームページ上で公表する。

※参加申込に直接関係がないと思われる質問、単なる意見表明等及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

## 7 参加資格の審査及び結果通知

### (1) 参加資格の審査

参加資格については、「浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が参加申込書及び関係書類をもとに審査を行う。

### (2) 審査結果の通知

令和6年11月5日（火）付で各参加申込者あてに審査結果をメールにより通知する。

参加資格の要件を満たしている者を対象に次のとおり行う（8～14）。

## 8 業務実施提案書及び業務委託見積書（以下「提案書等」という。）の提出

参加資格者は次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 業務実施提案書 【様式2-1号】 正1部、副10部（副は複写可とする）
- ② 業務委託見積書 【様式2-4号】 正1部、副10部（副は複写可とする）
- ③ 貸借対照表（直近2期分）、損益計算書（直近2期分） 各1部

## (2) 提出の期限と方法

### ① 提出期限

令和6年11月29日(金) 17時まで

※受付時間は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時から17時まで

### ② 提出方法

持参すること

## (3) 提出先

川口市水道庁舎4階 浄水課 (埼玉県川口市青木5-13-1)

## 9 提案書等の作成要領

### (1) 業務実施提案書の作成要領

- ① 書式は指定の様式を使用し、指定がない場合は任意様式とする。
- ② 様式は原則としてA4判縦置き、文書は横書き、カラー印刷とするが、A3判の挿入も可とする。A3判のページを使用する場合、Z折りしてまとめること。
- ③ 業務実施提案書を補足する資料は、必要最低限の添付を認めるが評価の対象としない。
- ④ 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。
- ⑤ 提案書の指定の無い箇所には、社名・ロゴ等は記載しないこと。
- ⑥ 提案書の右上に整理番号を記載する枠を設けること。

### (2) 業務委託見積書の作成要領

- ① 参加資格者が提示する業務委託見積書は、【様式2-4号】に記載し提出すること。
- ② 作成方法については、別紙1「提案書等作成に関する留意点」に示すとおりとする。

### (3) 著作権

提案書等の著作権は、参加資格者に帰属する。ただし、本プロポーザル手続及び事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、記録及び保存をする。

### (4) 提案書等の失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- ② 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ③ プレゼンテーション等に参加しなかった者
- ④ 選定の公平性を害する行為があったと委員会が認めた者
- ⑤ 見積書の金額が見積限度額を超えている者
- ⑥ 一つの事業者が複数の提案(提案書等)を行った場合

## 10 提案書等作成に関する質問及び回答

### (1) 質問の期間と方法

#### ① 質問期間

令和6年11月6日(水) から令和6年11月12日(火) 17時まで

#### ② 質問方法

提案書等作成に関する質問書【様式2-5号】に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「提案書等作成に関する質問」とすること。

#### ③ 提出先

川口市上下水道局浄水課あて(メールアドレス:[190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:190.05000@city.kawaguchi.saitama.jp))

(2) 回答の期限と方法

① 回答期限

令和6年11月19日(火)

② 回答方法

質問者名を伏せたうえ質問及び回答内容を一覧表にまとめ、川口市上下水道局ホームページ上で公表する。

※提案書等と直接関係がない質問、単なる意見表明等及び今後の選定作業において公平性が損なわれる恐れがある質問等については回答しない。

1.1 プレゼンテーション

委員会は提案書等についてプレゼンテーションを実施する。

(1) 内容

参加資格者(5名以内)による提案書等の概要説明 (20分)

質疑応答 (10分)

(2) 日時と場所

日時 令和6年12月17日(火) 13時30分～

場所 川口市水道庁舎 2階 中会議室

※プレゼンテーション実施時間の通知については個別にメールする。

1.2 提案書等の選定

(1) 審査の方法

委員会は、参加資格者の提案書等及びプレゼンテーション(概要説明及び質疑応答)の結果に基づき審査を行い、最も評価の高い提案書等を選定する。

(2) 審査事項

評価事項、評価項目及び配点は、次のとおりとする。

| 評価事項        | 評価項目                | 配点  |
|-------------|---------------------|-----|
| 経営状況について    | 直近2期分の自己資本比率・流動比率   | 5点  |
| 業務遂行について    | ①類似水道施設の業務受託実績      | 10点 |
|             | ②配置予定者及び社員の有資格者数    |     |
| 施設管理運営について  | ①業務実施体制             | 20点 |
|             | ②配置予定の各責任者の経歴       |     |
| 業務の取組方針について | ①運転管理業務の取組方針        | 40点 |
|             | ②保守管理業務の取組方針        |     |
|             | ③安全衛生管理と社員教育研修の取組方針 |     |
| 危機管理について    | ①危機管理に対する考え方及び体制    | 15点 |
|             | ②災害時等における協力・支援体制    |     |
| 業務委託見積書     | 提案見積価格              | 10点 |

合計 100点

(3) 審査結果の通知

委員会の審査結果を受け、契約予定者を決定し書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

① 通知方法

契約予定者決定通知書または非選定通知書をメールする。

※契約予定者については、川口市上下水道局ホームページ上で公表する。

② 発送予定日

令和6年12月24日（火）

1.3 委託契約の締結

契約予定者と随意契約する。

契約は、浄配水場運転管理等業務委託に係る「仕様書」、「特記仕様書」、「別添仕様書」及び「契約細目」に基づき締結する。

なお、契約予定者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、評価得点の高い次点者から協議のうえ随意契約する。

1.4 その他

- (1) プロポーザルに伴う参加申込書・提案書等の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を請求することはできない。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は川口市情報公開条例(平成12年川口市条例第49号)に基づき公開する場がある。
- (4) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については上下水道事業管理者が別に定める。
- (5) 選定後又は契約締結後に、契約予定者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったことが判明した場合、契約予定者の決定を取り消し、又は契約を解除することがある。

## 別紙 1

### 提案書等作成に関する留意点

次の事項を踏まえて、業務実施提案書及び業務委託見積書を作成すること。

#### 1 業務実施提案書作成に関する留意点

##### (1) 経営状況について

直近2期分の自己資本率(%)及び流動比率(%)を明記し、経営状況について1ページ以内で記載すること。

##### (2) 業務遂行について

###### ①類似水道施設の業務受託実績

類似する水道施設の業務受託実績について、【様式2-2号】に記載すること。

###### ②配置予定の有資格者数

配置予定従事者及び社内の有資格者数について、【様式2-3号】に記載すること。

##### (3) 施設管理運営について

###### ①業務実施体制

配置予定の従事者の実務経験、業務実施体制、勤務体制、人員及び責任者の配置計画等について、1ページ以内で記載すること。

###### ②配置予定の全責任者の経歴

配置予定の全責任者の資格及び実務経験について、1ページ以内で記載すること。

##### (4) 業務の取組方針について

###### ①運転管理業務の取組方針

委託内容及び対象施設の特性等を踏まえた水道施設の運転管理の考え方、方法、留意点等について、2ページ以内で記載すること。

###### ②保守管理業務の取組方針

対象施設の特性等を踏まえた保守管理の考え方、保守管理方法等について、2ページ以内で記載すること。

###### ③安全衛生管理と社員教育研修の取組方針

本業務に従事する職員の安全衛生管理の方針及び具体的な方法並びに社員教育研修に対する考え方及び体制について、2ページ以内で記載すること。

##### (5) 危機管理について

###### ①危機管理に対する考え方及び体制

停電、地震等の災害時や設備故障、水質異常、漏水事故等、水道の危機管理に対する方針、考え方、体制等について、1ページ以内で記載すること。

###### ②災害時等における協力・支援体制

災害時の協力・支援体制の整備状況や実績について、1ページ以内で記載すること。



## 2 業務委託見積書作成に関する留意点

(1) 見積価格は仕様書、特記仕様書、別添仕様書等及び作成する業務実施提案書に基づき算出すること。

### (2) 見積限度額

本業務の委託料の上限額は、次のとおりである。

1, 084, 000, 000円 (税込み)

### (3) 委託料

①委託料の支払いは、年12回、計60回とする。

②委託料には、履行開始前の準備に伴う費用、業務引継ぎに伴う費用負担、その他関連費用を含むものとする。なお、上青木浄水場内の駐車スペース、中央操作室倉庫及びロッカースペースなどの行政財産使用料は、事業者に対して徴収するものとする。

参考徴収額 (駐車スペース1台、倉庫、ロッカースペース使用した場合)

(令和4年度) 377, 499円

(令和5年度) 383, 176円

(令和6年度) 394, 438円

### (4) 契約金額

業務委託見積書は税抜きで記載し、契約金額の決定にあたっては、契約予定者との協議により合意した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) とする。